

◆「生産性向上設備投資促進税制」のご案内

本税制措置は、質の高い設備の投資について、特別償却50%又は最大4%の税額控除が出来る税制措置です。(平成 29 年 3 月末日まで)

	最新設備を導入する場合 (A類型)	利益改善のための設備を導入する 場合(B類型)
対象設備	単品設備 機械装置、工具、器具備品、建物、 建物附属設備、ソフトウェア ※機械装置以外は一部の設備のみ。	複数設備可 機械装置、工具、器具備品、建物、 建物附属設備、ソフトウェア
必要手続	設備メーカーから、証明書を受け取 ってください。	投資計画を作成し、公認会計士又は 税理士の事前確認を受けた上で、経 済産業局へ申請してください。
要件	最新モデルであること。生産性が年 平均1%以上向上していること。 一定の価額以上であること。	投資利益率(※)が15%以上(中小企 業者等は5%)であること。 一定の価額以上であること。

※投資利益率=(営業利益+減価償却費)の増加額÷設備投資額
(利用できる方) 青色申告をしている法人・個人事業主

◆最低賃金改定のお知らせ

県内で働くすべての労働者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。特定(産業別)最低賃金については、審議中であり、別途決定されます。

	(時間額)	(効力発生日)
1. 地域別最低賃金	715円	平成28年10月2日(改定前694円)
2. 特定(産業別)最低賃金	(時間額)	(効力発生日)
一般機械器具製造業関係	795円	平成27年12月25日(改定前782円)
電気機械器具製造業関係	760円	平成27年12月24日(改定前746円)
陶磁器・同関連製品製造業	695円	平成27年12月26日(改定前679円)

◇10月の無料相談日のご案内

税務 相談 10月 5日(水) 19日(水) 顧問税理士(大竹税理士)
金融 相談 10月 7日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業
 10月11日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業
 10月12日(水) 佐賀県信用保証協会
法律 相談 10月 7日(金) 山下弁護士 10月14日(金) 行政書士会
 10月21日(金) 司法書士会 10月28日(金) 県弁護士会

*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。